

平成29年度全国高等学校総合体育大会

会津若松市実行委員会協賛取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津若松市で開催される平成29年度全国高等学校総合体育大会「はばたけ世界へ 南東北総体 2017」福島県開催競技種目別大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同する企業、団体等（以下「企業等」という。）から協賛の申し出があった場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(協賛の区分)

第2条 協賛の区分は次のとおりとする。

(1) 大会協力企業等

平成29年度全国高等学校総合体育大会会津若松市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）に対して、大会の広報、準備、運営に充てるための金銭、施設、及び物品を提供する企業等

(2) 競技種目別大会プログラム協力企業等

市実行委員会が指定する競技種目別大会プログラム協力企業協賛金表（別表1）に基づき、広告掲載等に協力する企業等

(協賛の申込方法)

第3条 協賛の申込み方法については、次のとおりとする。

(1) 協賛の申込みは協賛申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）にて行う。

(2) 市実行委員会は、申込書の提出があった場合、第5条の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、協賛を受諾し、協賛受諾書（様式第2号）を申込企業等に交付する。

(3) 市実行委員会は、協賛金を受け入れたときは、協賛金受領証明書（様式第3号）を、協賛物品を受け入れたときは、協賛物品等受領証明書（様式第4号）を協賛者へ交付する。

(協賛事業における特典（権利）)

第4条 第2条に規定する協賛事業を実施した企業等（以下「協賛企業等」という。）には、別表2のとおり、協賛事業の内容に応じた特典を会津若松市内において与えることとする。

(協賛団体等の制限)

第5条 市実行委員会は、協賛の申込みを行った企業等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申込みを受諾しないこととする。

- (1) 公益財団法人全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している企業等と同一業種及び同一製品等を取り扱っている企業等の場合
- (2) 平成29年度全国高等学校総合体育大会福島県実行委員会と、同一業種及び同一製品の広告及び販売の禁止を条件として協賛契約を締結している企業等と同一業種及び同一製品を取り扱っている企業等の場合
- (3) 団体活動として、暴力主義的破壊活動を過去に行った又はその恐れがあると認められる企業等及び暴力団、その構成員又は暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者の統制の下にある法人その他の団体でないこと。
- (4) 協賛を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用する又はその恐れがあると認められる企業等の場合
- (5) 協賛の内容が、法令及び公序良俗に反する又はその恐れがある場合
- (6) 協賛の内容が、大会の品位を傷つける又はその恐れがある場合
- (7) 協賛の内容が、第1条に規定する趣旨から著しく逸脱する又はその恐れがある場合
- (8) その他、市実行委員会が不相当と認める企業等の場合

(協賛企業等の取消)

第6条 企業等へ受諾書を交付した後、当該企業等からの申出があった場合、又は前条に該当すると判明した場合、市実行委員会は協賛の取消をすることができる。

(協賛事業の変更)

第7条 協賛企業等へ受諾書を交付した後、当該企業等から協賛区分の変更の申出があった場合、市実行委員会は既に交付した受託の内容を変更することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。